

造血細胞移植により免疫を消失した方の予防接種の再接種費用を助成します

千葉市では、造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）により、移植前の定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された20歳未満の市民に対して、令和元年11月1日から予防接種の再接種に要する費用を助成することとしますので、お知らせします。

1 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 造血細胞移植により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 再接種日において市内に住所を有する20歳未満であること。
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。

2 費用助成の対象となる予防接種

予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に該当するもののうち、過去に定期予防接種として接種済みの予防接種。

3 事業開始日

令和元年11月1日（金）

4 助成金額

再接種に係る費用

※予防接種の種類や接種時の年齢により上限があります

5 助成方法

予防接種をする前に、市保健所感染症対策課（238-9941）に申請が必要です。予防接種を接種する際は、一旦費用をご負担頂き、後日償還払いにより助成します。

6 その他

詳細は、市ホームページをご確認ください。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/hokenjo/kansensho/yoboseshu.html>